



健感発第 0722001 号

平成 17 年 7 月 22 日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

フェンチオンの鳥類に対する毒性調査の結果について

ウエストナイル熱の媒介蚊駆除対策については、平成 15 年 6 月 18 日付け健感発第 0618002 号にて「ウエストナイル熱媒介蚊対策に関するガイドライン」を配付し参考に供しているところであるが、今般、環境省自然環境局野生生物課長より、別添のとおりフェンチオンの鳥類に対する毒性調査の結果について通知があつたことを踏まえ、同ガイドラインにかかわらず、ウエストナイル熱の媒介蚊対策においては、フェンチオンの使用を差し控えられるよう要請する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

平成 17 年 7 月 22 日
環自野発第 050722001 号



厚生労働省健康局
結核感染症課長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長



フェンチオンの鳥類に対する毒性調査の結果について

フェンチオンの鳥類に対する毒性については、平成 17 年 3 月 9 日に環境省東北海道地区自然保護事務所が発表し、その後、追加調査を実施していたところですが、今般その調査結果をとりまとめましたのでお知らせします。

なお、本調査結果では死亡野生鳥類からのフェンチオンの検出はされておりませんが、タンチョウにおけるフェンチオンによる急性中毒死の報告をはじめ、フェンチオンの鳥類に対する毒性については国内外で報告されており、特に広域に空中散布する場合等、その使用方法によっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づいて指定されている国内希少野生動植物種を含む、野生鳥類への影響が懸念されている状況は変わりません。

つきましては、国内で農薬及び害虫防除用の薬剤として流通しているフェンチオンを含有する製品の使用に際しては、野生鳥類への影響があることに留意されるよう、フェンチオンを使用する関係者に対する周知方ご協力願います。